

《申請に当たっての留意事項》

1 入札参加資格確認申請書等（技術資料を含む。）の提出について

【総合評価方式】

電子入札システムにより、一般競争入札参加資格確認申請書等（技術資料を含む。）を添付して申請する。

提出に当たっては、必ずチェック項目表により、確認を行った上で提出すること。

年間代理人の委任を受けている場合は、支店長名等で申請して差し支えない。

また、技術資料についても公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」、

「**建設工事に係る業務委託総合評価方式（試行）ガイドライン**」（県土整備部技術管理課所管）を確認の上、提出すること。

なお、手続きの詳細は、3（1）総合評価方式を参照のこと。

○ 電子入札システムによる提出の場合

入札公告に定められた期間中に、電子入札システムにより、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料を提出する（押印は不要）。

なお、電子入札システムにおける競争参加資格確認申請書受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

○ 電子入札システムによりがたい場合（添付ファイルの容量の都合等）

電子入札システムによりがたい場合は、入札公告に定められた期間中に、以下の方法により提出する。

① 電子入札システムにより、「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを添付して提出する（押印は不要）。なお、システム添付書の添付が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため注意すること。

② 提出後、「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」が電子入札システムより発行されるので、印刷し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類並びに総合評価の技術資料とともに発注機関へ郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。）する（押印は不要）。原則これ以外による提出は認めない。

【事後審査型】

電子入札システムにより、一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書を添付して申請する。

落札候補者が提出する書類については、2（3）を参照のこと。

2 資格確認の結果通知

電子入札システムにより通知する。

(1) 資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、所定の期日までに入札の執行を担当する課長又は出先機関の長に書面を持参して行わなければならない。

(2) 理由は、説明を求められた日から3日以内（県の休日は含みません。）に書

面で回答する。

- (3) 事後審査型については、申請者の格付け、地域要件を審査し、参加資格が有れば電子入札システムにより通知する。なお、通知した資格確認通知は、入札に参加するための通知書のため、開札後、落札候補者は技術者及び施工実績を確認するための資格確認資料を提出しなければならない。また、事後審査型において資格がないと認められたものには、別途連絡する。

落札候補者が提出する書類は概ね以下のとおりである。

- ・専任配置予定技術者の従事工事等の状況
- ・技術者の監理技術者資格者証及び社会保険標準報酬月額決定通知書の写し等
(県内業者においては、経営事項審査技術職員名簿20005帳票(写)経審受付印押印済みのもので代用を可とする。)

- ・同種工事の契約書かがみの写し

- ・ISO9001又はISO14001の認証取得を示す登録証の写し

なお、提出書類は案件ごとに異なるので、不明な点は、落札候補者決定通知書又は公告に記載の問い合わせ先に確認すること。

- 3 本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、虚偽の申請を行うなど、工事の相手方として不相当であると認められるときは、指名停止措置を行う。

4 その他

- (1) 資格確認資料の記載内容が不明確な場合には、ヒアリングを実施することがある。

- (2) 提出された資格確認資料は返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (3) 工期は、事情により変更することがある。

- (4) 入札参加者は、電子入札約款及び契約書(案)を熟読し、遵守すること。

- (5) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者が資格確認資料提出時に特定できない場合は、複数記載することができる。その際は申請書に別紙として「(3)専任配置予定の技術者」を人数分作成して添付すること。また、「専任配置予定技術者の従事工事等の状況」も人数分提出すること。

- (6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。また、過去2年以内に竣工した工事等に関して、以下に該当する場合は、監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- ア 65点未満の工事成績評定を受けている者。
- イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約に基づく補修（軽微な手直し等は除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者。
- ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者。
- エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。